

令和3年度

(第14期)

事業報告

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

事業報告

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

我が国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、感染症による影響を注視する必要があります。

このような中、当公庫におきましては、政策金融機関として「政策」と事業に取り組む方々などを“繋ぐ”という使命感をもって、コロナ禍において影響を受けるお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長戦略分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

当公庫は、コロナ禍における対応により再認識した政策金融機関として求められる役割を強く意識し、今後も大規模な危機が起こりうることを前提に、これに対処可能なオペレーションを不断に見直し、いかなる状況下においても着実にセーフティネット機能を発揮してまいります。

また、民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関と連携し、ポストコロナの新たな社会を牽引するスタートアップなどの創業・新事業及び農林水産物・食品の輸出促進並びに多くのお客さまが経営課題として掲げる事業承継といった成長戦略分野を力強く支援するとともに、地域経済の基盤となる中小企業・小規模事業者及び農林漁業者への支援を通じ地域活性化に貢献してまいります。

さらに、こうした政策金融サービスを広範囲かつ迅速に届けていくため、デジタル化を一層推進してまいります。

加えて、これらのお客さまへの支援や地域への貢献を通じ、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの達成にも貢献してまいります。

a コロナ禍において影響を受けるお客さまへの支援

コロナ禍の影響が長期化する中、当公庫における新型コロナウイルス関連融資は、令和2年1月の相談窓口の設置以降、令和4年3月末までに累計で約102万件、17兆円を決定しました。また、コロナ禍の影響を受ける中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、令和2年8月から取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」による支援を推進しており、令和4年3月末までに約5千先、7千億円を融資決定しました。

さらに、コロナ禍において影響を受けるお客さまへの支援として、融資後のフォローアップなどによりコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、コロナ禍に立ち向かう事業者の取組み事例の発信などを実施しました。

当公庫では、引き続き、お客さま及び職員の感染防止対策に努めつつ、相談体制を強化し、融資や返済に関する相談に親切・丁寧・迅速に、お客さまの不安に寄り添った対応を行ってまいります。

b セーフティネット機能の発揮

東日本大震災、台風、大雨などの自然災害、経済情勢による経営環境の変化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、資金繰り支援などを行うとともに経営面のアドバイスをを行いました。

このうち、島根県松江市における大規模火災、令和3年7月から8月にかけての大雨、令和3年長野県茅野市において発生した土石流、ウクライナ情勢・原油価格上昇等、令和4年福島県沖を震源とする地震に対しては、特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

c 民間金融機関との連携

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当期におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透にも取り組みました。

コロナ禍において影響を受けるお客さまへの対応につきましては、民間金融機関との勉強会の実施や協調融資商品などの創設を通じた「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」の推進や当公庫ホームページにおいて各民間金融機関の新型コロナウイルス感染症関連支援情報について紹介するなどといった取組みにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を強化しました。

d 成長戦略分野等への支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、コロナ禍における環境変化を踏まえて、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開及び持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援に取り組みました。

なかでも、事業承継支援につきましては、事業承継診断や事業承継マッチングを含む効果的なコンサルティングに重点的に取り組み、海外展開支援につきましては、海外展開支援機関とも連携の上、海外現地法人への直接的な資金支援や農林水産物・食品の輸出促進支援などに取り組みました。

e お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

当公庫が積極的に取り組むお客さまサービスの向上では、政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組んでいます。

また、コロナ禍においても第2期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、お客さまや地域のニーズを踏まえた融資支援などに取り組むとともに、「地域経済活性化シンポジウム」を全国2か所で開催しました。

また、本部において全国規模でのオンライン商談会を開催したほか、各支店においても地域の特色を活かした商談会等を開催し、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを実施しました。

これらにより、当期の当公庫全体の融資実績は4兆8,993億円となりました。

当期の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は4,370億円、特別損益を含めた当期純損失は3,875億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、コロナ禍の影響を受ける小規模事業者からの融資・返済相談への対応を最優先に取り組み、資金繰り支援を通じて危機時のセーフティネット機能を発揮しました。同時に、創業支援や事業承継支援など、ポストコロナを見据えた成長戦略分野等への対応にも力を注ぎました。

コロナ禍の影響を受ける小規模事業者への支援につきましては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の活用や、小規模事業者ごとの実情に配慮した既往債務の条件変更に迅速かつ丁寧に対応したほか、制度内容が拡充された「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」の積極的な活用によって、財務基盤の強化を図る小規模事業者からの資本金のニーズへも的確に対応しました。また、融資後のフォローアップを実行する中、小規模事業者の経営課題及び支援ニーズに応じた外部専門家への取次ぎや、コロナ禍に立ち向かう事業者の取組事例の収集・紹介などを通じて、コンサルティング機能の発揮にも努めました。

ポストコロナを見据えた成長戦略分野等への対応につきましては、創業者への資金面での支援に加え、オンライン形式のイベント開催をはじめとする情報面での支援や、「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の再開による若年層の起業マインド向上にも取り組みました。また、事業承継支援に関しては、コロナ禍の厳しい環境下で、後継者不在による廃業が加速する事態を可能な限り抑制するため、小規模事業者の後継者確保などを支援する事業承継マッチング支援の全国展開を本格化したほか、事業承継診断の一層の推進やマスコミなどを通じたイベントや成功事例などの幅広い発信により、経営者の意識喚起を図り、第三者承継に取組みやすい機運の醸成に努めました。

デジタル化への取組みにつきましては、会員専用サイトである「日本公庫ダイレクト」を開

設したほか、インターネット申込システムの拡充により、お客さまサービスの向上に努めました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、2兆4,115億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額が減少したことなどにより、経常収益は1,218億円、特別損益を含めた当期純損失は511億円となりました。

(ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び森林・林業基本計画並びに水産基本法（平成13年法律第89号）及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、民間金融機関などと連携しながら、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、農業の構造改革の進展に伴う担い手農業者の急激な規模拡大や新たな事業の開始、大規模な農業参入などに対して、その事業性を積極的に評価して円滑な資金供給に努めるとともに、コロナ禍や大雨などの災害の影響を受けた農林漁業者への支援などセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、成長を目指す担い手農業者の様々な経営展開の取組みや国産材の安定供給・利用の取組み、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

事業承継支援につきましては、農業経営特有の課題を踏まえた「事業承継診断票・経営資源マッチング意向確認票」を作成し、経営資源を円滑に引き継ぐ取組みを推進いたしました。

海外展開支援につきましては、政府が令和2年12月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和3年12月改訂）を踏まえ、輸出産地の形成に必要な施設整備等にあたって農林水産物・食品輸出促進資金制度の周知や輸出事業計画の策定支援を行いました。また、日本貿易振興機構や貿易商社、農林水産省による農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）等と連携し、輸出に意欲のある農林漁業者等の海外販路開拓を支援しました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は5,007億円、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務の引受実績は780百万円となりました。また、農林漁業法人等へ出資する株式会社への出資実績は500百万円、農業法人へ出資する投資事業有限責任組合（LPS）への出資履行実績は37百万円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は476億円、特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

(ニ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続きコロナ禍や東日本大震災、大雨などの感染症や自然災害の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を最優先とすることでセーフティネット機能を的確に発揮しました。

特にコロナ禍において影響を受ける中小企業者への支援につきましては、長期にわたるコロ

ナ禍の影響を踏まえ、財務面に影響をきたした中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金性資金を供給する制度である「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」を活用し、引き続き民間金融機関とも連携の上、中小企業者の円滑な資金調達の実現に積極的に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、中小企業者のニーズに基づき、新事業、事業再生、事業承継及び海外展開の分野における支援に取り組みました。

新事業支援につきましては、コロナ禍においても事業環境の変化に合わせ、新製品の開発、新事業分野への進出に積極的に取り組む中小企業者や、女性、若者、高齢者が営む業歴の浅い中小企業者の支援に取り組みました。

事業再生支援につきましては、コロナ禍において影響を受ける中小企業者の資金繰り円滑化のため、貸出条件の緩和などを積極的に行ったほか、中小企業再生支援協議会と連携した債権放棄などの手法を用いた再生支援を行いました。また、平成30年度から取扱いを開始したシンジケートローンも活用し、民間金融機関と協調した支援を行いました。

事業承継支援につきましては、資金面の支援に加えて、情報面の支援として、事業承継診断の推進とともに、後継者候補の有無に応じて事業承継計画策定支援やM&Aニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援を行うなど、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を実施しました。

海外展開支援につきましては、既存の海外展開・事業再編資金（外貨貸付を含む。）及びスタンバイ・クレジット制度に加え、令和3年1月から取扱いを開始した「クロスボーダーローン」（海外現地法人に対する直接融資）も活用し、中小企業者の資金ニーズに対応しました。また、日本貿易振興機構や民間金融機関等と連携し、オンラインを活用した海外展開セミナーを開催するなど、中小企業者の海外展開を情報面でも支援しました。

これらにより、当期の中小企業者向け融資業務における貸付実績は1兆6,873億円となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のCLO（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したことにより、保証実績は61億円となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額が増加したことなどにより、経常収益は725億円、特別損益を含めた当期純損失は1,716億円となりました。

(ホ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、前期に引き続きCLOの組成を行いました。参加した民間金融機関数は前期の全国14機関から23機関となり、中小企業・小規模事業者に対する無担保資金の供給支援額は前期の800社に対する170億円から、1,712社に対する343億円となりました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は565百万円、特別損益を含めた当期純利益は170百万円となりました。

(へ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災、大雨などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組みました。

また、経営安定関連保証や借換保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。特に、コロナ禍において影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援につきましては、経営安定関連保証、危機関連保証、伴走支援型特別保証等に係る保険引受により中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めたほか、NPO法人に係る保険引受を行いました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は8兆7,684億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,820億円、特別損益を含めた当期純損失は1,420億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「新型コロナウイルス感染症に関する事案」への取組みに努めました。

これにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが2,912億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が6,098億円、指定金融機関に対する利子補給が182億円となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は127億円、特別損益を含めた当期純損失は227億円となりました。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業再編促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業再編等を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業適応促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業適応を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給

に関連する業務を行いました。

開発供給等促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業基盤強化促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業基盤強化を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

導入促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定船舶の導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当期の実績は、事業基盤強化促進円滑化業務における貸付けが 85 億円となりました。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 177 百万円、特別損益を含めた当期純損失は 12 百万円となりました。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融の的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3カ年の業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、着実に取り組んでいます。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。

(イ) 効率的・効果的な業務運営

コロナ禍における対応により明らかになった課題を踏まえ、デジタル化や事務の見直しによる業務効率化の推進、有事の際に必要な人員を円滑に確保する体制の構築など、組織対応力の強化に取り組みました。また、現場の気づき、意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みも実施しています。

(ロ) IT戦略の推進

お客さまサービスの向上と業務の一層の効率化・高度化及び今後の更なるニーズにも対応可能な柔軟性の高いシステムの確立を目的とした次期公庫システム基本計画につきましては、日本公庫ダイレクト及びお客さまごとの情報を集約したポータルサイト「顧客ポータル」を稼働させるとともに、各事業本部の業務システム再構築を行い、お客さま及び職員の利便性の向上

を図りました。

当公庫を取り巻く環境変化を踏まえ、システム刷新・クラウド化・デジタル化等を推進すべく策定したデジタル化推進計画を着実に遂行してまいります。

(ハ) 人材開発の推進

「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的として、人材アカデミー、階層別教育、自己啓発支援など新入職員から役員までの各種役職員教育の充実に取り組みました。

当期は、研修の効率化を図る観点から、オンライン研修やeラーニング等による配信型の研修を推進しました。また、平成25年度に開始した企業派遣研修（派遣期間1年間）を当期も継続しました。

(ニ) ダイバーシティの推進と職場環境の向上

多様な人材が活躍できる職場づくりを一層推進するため、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに向けて、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など柔軟な働き方を可能とする制度等の活用促進及び男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みました。

また、女性のキャリア開発の推進につきましては、引き続き管理職による女性の能力開発の支援に取り組むとともに、「管理職に占める女性の割合7%以上(2023年4月時点)」に向けて、研修などを通じて管理職候補者層の育成に取り組んでいます。

(ホ) リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化

リスク管理態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラムを策定し、審査能力向上に資する施策及び適切な債権管理に資する施策に取り組んでいます。当期におきましては、新型コロナウイルス感染症特別貸付等に伴う貸付残高やお取引先数の大幅な増加を踏まえた信用リスクの適切な管理に取り組みました。

コンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・勉強会などの各種施策に取り組んでいます。当期におきましては、全職員を対象として、反社会的勢力等の排除に係る重要性、ソーシャルメディアへの不適切な投稿の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応の重要性並びに情報漏えい防止をテーマとする研修を実施し、職員のコンプライアンス意識のより一層の強化に取り組みました。

リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの実施状況につきましては、四半期ごとにモニタリングを着実に実施し、コーポレート・ガバナンス委員会に報告しています。

また、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。当期におきましては、コロナ禍の影響を受ける多くの事業者からのご相談に迅速に対応するため、引き続き当公庫内での感染防止策を徹底し、事業を継続する態勢の整備に努めました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第11期 (平成30年4月 ～平成31年3月)	第12期 (平成31年4月 ～令和2年3月)	第13期 (令和2年4月 ～令和3年3月)	第14期 (令和3年4月 ～令和4年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	570,743	469,463	478,800	437,096
	経常利益	76,957	△29,326	△1,037,064	△387,312
	当期純利益	76,480	△29,646	△1,037,286	△387,510
	純資産額	5,614,239	5,776,777	8,857,095	15,414,935
	総資産	21,088,177	21,038,349	35,959,796	40,266,562
国民一般向け業務	経常収益	137,221	138,257	135,840	121,804
	経常利益	△9,637	△13,762	△154,529	△51,101
	当期純利益	△10,002	△13,974	△154,632	△51,181
	純資産額	854,538	897,773	2,517,236	5,241,560
	総資産	7,066,663	7,366,344	13,778,462	14,815,751
農林水産業者向け業務	経常収益	41,549	43,287	49,931	47,673
	経常利益	63	48	25	54
	当期純利益	△13	△0	—	—
	純資産額	402,114	405,005	427,465	451,248
	総資産	3,099,576	3,199,304	3,514,160	3,606,094
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	84,376	80,812	80,698	72,500
	経常利益	7,531	△3,986	△152,250	△171,613
	当期純利益	7,497	△4,045	△152,345	△171,676
	純資産額	1,330,212	1,394,318	2,084,973	3,286,367
	総資産	5,067,818	5,018,097	8,478,960	9,132,230
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	486	682	724	565
	経常利益	76	153	151	170
	当期純利益	76	153	151	170
	純資産額	24,862	24,977	25,052	25,346
	総資産	117,007	133,606	114,344	48,157
信用保険等業務	経常収益	291,390	195,366	201,636	182,005
	経常利益	92,076	△2,389	△718,819	△142,087
	当期純利益	92,075	△2,389	△718,819	△142,087
	純資産額	2,277,030	2,338,541	3,071,421	5,252,034
	総資産	3,121,650	3,117,534	4,614,820	6,995,667
危機対応円滑化業務	経常収益	15,866	11,251	10,139	12,749
	経常利益	△13,142	△9,376	△11,630	△22,721
	当期純利益	△13,142	△9,376	△11,630	△22,721
	純資産額	725,279	715,971	730,767	1,158,113
	総資産	2,571,751	2,070,388	5,338,380	5,558,745
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	330	273	216	177
	経常利益	△10	△12	△11	△12
	当期純利益	△10	△12	△11	△12
	純資産額	201	189	177	264
	総資産	45,108	133,296	121,972	111,198

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	18,511
	債券	500
	出資金	69,452
	(計)	88,463

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

(ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融資特別会計	18,505	214,406
	その他	6	1,643
	(計)	18,511	216,050
国民一般向け業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	6,050	88,499
	一般会計	—	1,313
	(小計)	6,050	89,812
農林水産業者向け業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	4,190	28,940
	一般会計	—	85
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	6	245
	(小計)	4,196	29,271
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	5,268	53,585
	(投資勘定)	—	172
	(小計)	5,268	53,758
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	2,912	42,099
	(小計)	2,912	42,099
特定事業等促進円滑化業務	財政投融資特別会計 (財政融資資金勘定)	85	1,108
	(小計)	85	1,108

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	債券の種類	当期発行額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	政 府 保 証 債	—	7,353
	財 投 機 関 債	500	5,899
	(小 計)	500	13,253
国民一般向け業務	政 府 保 証 債	—	3,252
	財 投 機 関 債	300	2,000
	(小 計)	300	5,252
農林水産業者向け業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	100	2,099
	(小 計)	100	2,099
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	政 府 保 証 債	—	2,600
	財 投 機 関 債	17	1,575
	(小 計)	17	4,175
中小企業者向け 証券化支援買取業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	83	225
	(小 計)	83	225
信用保険等業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—
危機対応円滑化業務	政 府 保 証 債	—	1,501
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	1,501
特定事業等促進円滑化業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	69,450
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	1
	(計)	69,452
国民一般向け業務	一般会計出資金	27,754
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	1
	(小 計)	27,755
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	237
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	237
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	13,730
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	0
	(小 計)	13,730
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	23,227
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	23,227
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	4,500
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	4,500
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	1
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	13,399
国民一般向け業務	7,849
農林水産業者向け業務	2,160
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2,457
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	928
危機対応円滑化業務	2
特定事業等促進円滑化業務	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連 設備投資等	149	店舗
	情報システム関連 設備投資等	5,003	国民事業業務システム
農林水産業者向け業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	1,542	農林事業業務システム
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	1,728	中小事業（融資）業務システム
信用保険等業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	40	公庫共通基盤
危機対応円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	1	公庫共通基盤
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	0	公庫共通基盤

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）に基づき、改正

(ハ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第4号）

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選定

令和3年6月23日の取締役会で決議、令和3年6月23日認可

(ロ) 取締役の選任

令和3年6月23日の株主総会で決議、令和3年6月23日認可

(ハ) 業務方法書の一部変更

令和3年3月17日付けで認可申請、令和3年4月1日認可

令和3年5月31日付けで認可申請、令和3年6月16日認可

令和3年7月20日付けで認可申請、令和3年8月2日認可

令和3年7月27日付けで認可申請、令和3年8月2日認可

(ニ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

(5) 当公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始
令和 2 年 8 月 31 日	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 2 日	事業適応促進円滑化業務を開始
令和 3 年 8 月 24 日	事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第 11 条に規定する業務を実施しています。このほか、当公庫が行うものとして法令に規定する業務を実施しています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 2 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,436 名

(注) 職員数は、令和 3 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、「基本理念」を踏まえ、令和4年3月15日の取締役会において、「経営方針」及び令和4年度から3カ年の「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は、次のとおりです。

基本理念

- (1) 政策金融の的確な実施
国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。
- (2) ガバナンスの重視
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。
さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

- 基本理念の実現に向け、いかなる危機においても、デジタル化の推進等により、柔軟かつ機動的に対処できる体制を構築するとともに、民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関とも連携して、政策金融機関として求められる機能の発揮に努める。
- (1) セーフティネット機能の発揮
 - イ 自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等によるセーフティネット需要に対して、政策金融機能を最大限に発揮し、機動的に対処する。
 - ロ 有事の際のオペレーションの構築や民間金融機関との更なる連携など、次なる危機に柔軟かつ機動的に対処できる体制を整備する。
 - (2) 日本経済成長・発展への貢献
国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の新たな展開、脱炭素化などの環境・エネルギー対策、DXの推進及び感染症の流行による環境変化を踏まえた事業の再構築への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。
 - (3) 地域活性化への貢献
 - イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。
 - ロ 感染症の流行等による環境変化の影響を受ける地域の実情をとらえ、地方自治体の総合戦略への参画など地域に根ざした活動を通じて、地域での連携を推進し、地域の活性化に貢献する。
 - (4) お客さまサービスの向上
 - イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。
 - ロ 政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、

政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(5) デジタル技術を活用した効率的な業務運営、環境やエネルギーへの配慮

イ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、最新デジタル技術も活用し効率的な情報システムを実現する。

ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

ハ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

(6) 働きがいのある職場づくり

イ ダイバーシティを推進しつつ、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくる。

ロ テレワークの推進等により多様で柔軟な働き方を実現する。

ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

ニ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2022年度～2024年度）

日本公庫は、コロナ禍における対応により再認識した政策金融機関として求められる役割を強く意識し、今後も大規模な危機が起こりうることを前提に、これに対処可能なオペレーションを不断に見直し、いかなる状況下においても着実にセーフティネット機能を発揮する。

また、関係機関と連携し、ポストコロナの新たな社会を牽引するスタートアップなどの創業・新事業及び農林水産物・食品の輸出促進並びに多くのお客さまが経営課題として掲げる事業承継といった成長戦略分野を力強く支援するとともに、地域経済の基盤となる中小企業・小規模事業者及び農林漁業者への支援を通じ地域活性化に貢献する。

さらに、こうした政策金融サービスを広範囲かつ迅速に届けていくため、デジタル化を一層推進する。

加えて、これらのお客さまへの支援や地域への貢献を通じ、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの達成にも貢献していく。

以上の考えの下、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の取組みを進めていく。

まず、セーフティネット機能の発揮に際しては、コロナ禍において影響を受けるお客さまへの対応や地震・台風その他の自然災害からの復旧・復興支援などに着実かつ機動的に取り組む。

次に、今後の日本経済の発展のため、ポストコロナも見据えた、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、環境・エネルギー対策、DXの推進及び事業の再構築を進めるお客さまへの支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注ぐ。なかでも、現下において強まる事業承継ニーズに対しては、情報収集のアンテナを高め、関係機

関とも連携の上、マッチングを含む効果的なコンサルティングに重点的に取り組み、海外展開に関しては、海外進出や輸出拡大等の支援強化に取組む。

また、地域の活性化に貢献するため、特に、コロナ禍における環境変化を踏まえ、地域や事業に取組む方々の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けて共に取組む。その際、関係機関を「繋ぐ」役割を発揮するとともに、全国 152 支店のネットワークを活用するなど、日本公庫の特色を活かし、地域での連携を一層推進する。

さらに、政策金融機能の意義を踏まえた上で、リスクテイク機能を適切に発揮するとともに、質の高いサービスの提供を図るため、コンサルティング機能の発揮に注力するほか、政策提言能力の発揮、広報活動の推進に不断に取組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ的確に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。その際、全国 152 支店のネットワークの強化に努めることとし、特に統合支店長は、引き続き、ネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、政策金融機能を強化していくため、組織運営においては、コロナ禍における対応を踏まえ、有事における人員確保等の組織対応力を強化するとともに、一層のデジタル化や現場目線での提案の実現に向けた取り組みの推進等により、廃止を含む事務の合理化と業務の効率化に不断に取組む。IT 戦略の推進に際しては、民間金融機関のデジタル化の動向を深く分析し、日本公庫における最適な手法を選択し取組む。さらに、人材育成・活用やダイバーシティ推進においては、テレワーク、時差出勤の推進など、職員の能力が最大限に発揮でき、働きがいのある職場づくりに取組む。

事業運営計画

1 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携

(1) コロナ禍において影響を受けるお客さまへの支援

イ コロナ禍において影響を受けるお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

(イ) 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

(ロ) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ対策資本金劣後ローン」、「農林漁業者向け特例融資」等による適時適切な融資

(ハ) 返済相談への丁寧かつ迅速な対応

(ニ) 「セーフティネット保証 4 号・5 号」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ 「新型コロナウイルス感染症に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

ハ コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップ等によるコンサルティング機能の発揮

(2) 東日本大震災からの復興支援

イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

- (イ)「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
- (ロ)「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資
- (ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
- (ニ)「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- (3) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応
 - 資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮
 - (イ) 自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
 - (ロ) 自然災害、家畜伝染病、感染症の流行、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援
- (4) お客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給
 - イ お客さまの資金ニーズ等への対応
 - 各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用
 - ロ 有事の際にも円滑な資金供給を行えるよう、融資後のフォローアップ等を通じてインターネット申込の利用を促進
 - ハ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
 - 危機対応円滑化業務の的確な実施
- (5) 信用補完制度の着実な実施
 - イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
 - (イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応
 - (ロ) 関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応
 - ロ 保証協会等との連携強化
- (6) 民間金融機関連携の取組みの深化
 - イ 成長戦略分野を始めとする民間金融機関との協調融資等の継続的な推進及びコロナ禍において影響を受けるお客さまへの対応に係る連携強化
 - ロ 役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透
 - ハ 実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なニュースリリースの取組強化
 - ニ 協調融資商品の創設・活性化
- 2 成長戦略分野等への重点的な資金供給
 - ポストコロナも見据えた、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、DXの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援
 - イ 創業・新事業支援
 - イノベーションの担い手であるスタートアップの創出・発展に寄与

- (イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：25,000 企業
- (ロ) シード・アーリー期のスタートアップに対する資金供給の強化及び「地方発！ベンチャーミートアップ日本公庫Ver.」等による事業化支援を推進
- (ハ) 新事業に取り組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援
新事業に取り組む事業者、起業家への貸付契約社数：1,250 社
- (ニ) スタートアップに対する資金供給の強化及び商談機会の提供等を通じた成長支援を柱とする「スタートアップ支援パッケージ」を推進
- (ホ) ベンチャーキャピタル、イノベーションの創出に取り組む大学等の創業・新事業支援機関との連携強化
- (ヘ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
- ロ 事業再生支援
 - (イ) 事業再生の支援機能の強化
事業再生に取り組む事業者への貸付契約社数：2,300 社
 - (ロ) 再生支援協議会等との連携強化
 - (ハ) DDS、DES等の抜本再生支援の推進・強化
 - (ニ) 産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応（脱炭素化を除く。）等に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ハ 事業承継支援
 - (イ) 事業承継支援機関や民間金融機関、税理士会等の外部専門家を始めとする関係機関との連携等を通じたマッチングを含むコンサルティングの推進
 - (ロ) 地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献
 - (ハ) 多様な事業承継の資金ニーズへの対応
- ニ ソーシャルビジネス支援
 - (イ) 資金ニーズへの対応
ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：11,000 件
 - (ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充
 - (ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化
- ホ 海外展開支援
 - (イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達の円滑化支援、海外現地法人への直接的な資金支援（スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン）の着実な実施
海外展開に取り組む事業者への貸付契約社数：600 社
 - (ロ) 越境EC等の活用により販路拡大を図る小規模事業者の海外展開を支援
海外展開を行う事業者への貸付件数：1,200 件
 - (ハ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律や政府の輸出拡大実行戦略等に沿って輸出力強化に取り組む農林漁業者・食品関係企業等に対し、地方農政局・都道府県及び民間金融機関等と連携しつつ、補助や税制と一体となった支援を実施
農林水産物・食品の輸出に取り組む経営体への融資先数：230 先

(ニ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供

(ホ) 海外展開支援機関との連携

へ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営体、大規模家族経営体の経営改善の取組みに対し事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援

成長を目指す担い手農業経営体への融資先数：6,200 先

(ロ) 新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：2,000 先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援

(ニ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ホ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援

(へ) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の国内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援

(ト) 政策・技術情報や各種調査結果など情報提供の実施

ト DX・デジタル化の推進への支援

(イ) 中小企業・小規模事業者のDX・デジタル化を支援

(ロ) 農林漁業者等のスマート技術やeMAFFを活用した取組み等を支援

チ 環境・エネルギー対策への支援

(イ) 中小企業・小規模事業者の環境・エネルギー対策への取組みの推進

(ロ) 農林漁業者等の環境・エネルギー対策への取組みを支援

(ハ) 環境・エネルギー対策に関する日本公庫内外の理解浸透に向けた情報の収集・提供

(ニ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン及び利子補給の的確な実施

リ 教育の機会均等への貢献

(イ) 教育費負担の軽減に向けた「教育貸付」の周知推進

(ロ) メディアを効果的に活用した広報活動の実施

(ハ) 多様化する相談ニーズへの適切な対応

ヌ 高度な情報通信システムの開発供給及び導入の支援

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく開発供給等に係るツーステップ・ローンの的確な実施

3 地域での連携推進による地域活性化への貢献

(1) 地方版総合戦略への積極的な参画などによる地方自治体との連携強化

イ 地方版総合戦略等に係る各種施策の実施・推進への貢献

ロ 地方自治体への情報提供

(2) お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供

イ 全国 152 支店のネットワークを活用した取組みの推進

ロ お客さまのマッチングの推進

ハ 商談会・セミナー等の開催

(3) 関係機関を繋ぐ役割の発揮

イ 地域を俯瞰的にとらえ、様々な関係機関と連携するなど、日本公庫ならではの機能を発揮し、コロナ禍における事業の維持・発展等、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを、関係機関と一体となり推進

ロ 商工会議所・商工会、税理士会などの関係機関との連携を強化

4 お客さまサービスの向上と政策性の発揮

(1) リスクテイク機能の適切な発揮と、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進

イ リスクテイク機能の適切な発揮

ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等

(イ) コロナ禍において影響を受けるお客さまに対して有益な情報を提供するとともに、ポストコロナも見据えて民間金融機関と連携した事業継続・成長支援に資するコンサルティングを実施

(ロ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化

(ハ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進

お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進

(ニ) 外部専門家・ネットワークとの連携

ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進

(2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進

イ マスメディアを通じた広報活動の推進

ロ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進

ハ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進

(3) 調査・研究の充実と政策提言の強化などシンクタンク機能の一層の発揮

イ 多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを活かした独自性ある手法で高い研究水準を追求

(イ) 景況関係調査の定期的実施

(ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表

ロ 対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上

(イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行

(ロ) 研究成果の対外発表の場の充実

(ハ) 大学への出講等による研究成果の発信

(ニ) 調査票データの一般学術公開

ハ 外部とのネットワークの拡充

- (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
- (ロ) 外部との研究会・研究プロジェクトへの参加
- (ハ) 個々の研究員による外部との人的交流の充実
- ニ わが国の中小企業政策に対する提言活動の推進
 - (イ) 政策的インプリケーションに富む調査研究の実施
 - (ロ) 政策提言に係る官庁・関係団体・事業本部との連携
- (4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
 - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
 - 中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
 - 政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

5 信用リスクの適切な管理

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に伴う貸付金残高、取引先の大幅な増加も踏まえた信用リスクの適切な管理

- イ 適切な与信管理の実施
- ロ 適切な信用コストの管理
- ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
- ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

<モニタリングしていく事項>

- ・初期デフォルト率（％）
- ・債務者区分の上方・下方遷移（先数等）〔農林・中小〕
- ・与信関係費用比率（％）

組織運営計画

1 デジタル化の推進

- イ デジタル化推進計画等に沿ったデジタル化の着実な推進
 - (イ) 日本公庫全体の事業戦略の達成や日本公庫を取り巻く環境変化等に対応するため、会員制のインターネットサービス（日本公庫ダイレクト）の機能拡充や電子契約の導入等のデジタル化施策を着実に推進
 - (ロ) 将来にわたるシステムの安定稼働と開発効率の向上の実現に向けた、システム刷新作業の着実な推進及びあるべきシステム像の検討
 - (ハ) データセンターに構築したシステムを外部のクラウド基盤へ順次移行
 - (ニ) 他の金融機関の動向の把握やA I等の最新のI T技術の研究を行い、コロナ禍における対応も踏まえて日本公庫にとって最適なI T活用を検討し、デジタル化を推進

- (ホ) 各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善
- ロ 有事を想定したシステム面での備えの強化
 - 有事の際においても、円滑な業務の継続を可能とするため、インターネット申込の処理能力増強等のシステム開発を実施
- ハ システムの品質向上とセキュリティ対策の徹底
 - (イ) 各事業本部と I T 部門が連携し、高品質な要件定義書の作成と入念なシステムテストの実施
 - (ロ) サイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化
 - (ハ) 安定稼働に配慮したシステム開発の一層の効率化
 - (ニ) 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
- ニ デジタル化を推進するための内部態勢の強化
 - (イ) デジタルテクノロジーを活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化に資する戦略・ビジネスモデルを策定できるデジタル人材の育成
 - (ロ) システムの品質向上・安定稼働及びサイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成
 - (ハ) 職員の I T リテラシーの向上とサポート態勢の強化
 - (ニ) I T 専門人材の中途採用
- ホ システム監査の適切な実施

2 支店機能の充実

- イ 支店長の役割の着実な発揮
 - 地域や事業に取り組む方々等の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けた取組みの実施
- ロ 全国 152 支店のネットワークの強化
- ハ コロナ禍における対応で明らかになった支店運営上の課題の解決に向けた取組みの推進等、「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

3 効率的・効果的な業務運営

- コロナ禍における対応などにより気づきを得た組織運営上の課題の解決
- イ 申込みの急増にも迅速かつきめ細かな対応を可能とする事務の見直し等を一層推進
- ロ 現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みの実施
- ハ 公正な調達手続の実施
- ニ お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善
- ホ 環境負荷低減に資する製品・サービスの利用促進など環境に配慮した取組みの実施
- へ 適切な経費管理の実施

4 人材育成・活用

- イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」

を目的とした職員教育の充実

- (イ) 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底
 - ①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」：100%
 - ②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」：100%
 - (ロ) 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
 - (i) 事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
 - (ii) 地域連携や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進
 - (iii) 研修におけるオンラインツール等の活用を推進
 - (ハ) マネジメント能力の強化
 - (i) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
 - (ii) 階層別研修（新任上級業務職以上）の内容の充実等
 - (iii) 多面観察の実施と結果のフィードバック
 - ロ 人事給与制度の適切な運用
 - (イ) 人事給与制度の適切な運用に向けた取組み
 - (i) 人事給与制度（転勤特例制度、地域総合職制度、再雇用制度等）の運用状況に関するモニタリングの実施
 - ①職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」：80%
 - ②職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」：90%
 - (ii) 異動（異動サイクル、広域異動、連続単身赴任等）の運用状況に関するモニタリングの実施
 - (ロ) 給与支給事務等の効率的な実施
 - ハ 人材活用の推進
 - (イ) 事業間人事異動等の積極的な運用
 - (ロ) 業務育成制度等によるエリア職の活躍範囲の拡大
 - (ハ) 採用活動における認知度の向上等
 - (ニ) シニア職員の一層の活躍推進
 - ニ 専門性の強化
 - (イ) 社内公募、中途採用の実施
 - (ロ) 専門性強化を狙いとした教育施策の推進
 - (ハ) 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
 - (ニ) 企業派遣研修の実施
- <モニタリングしていく事項>
- ・中小企業診断士有資格者数
 - ・農林水産業経営アドバイザー有資格者数

- 5 ダイバーシティの推進と職場環境の向上
 - イ 多様な人材が活躍できる職場づくり

- (イ) 本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施
 - (i) 職員一人ひとりが主体的に活動に参画し、ダイバーシティを一層推進
 - (ii) 働きがいを感じて活躍できる職場づくりに向けた、職員の意識啓発
- (ロ) ワークライフ・マネジメント (WLM) の実践
 - (i) テレワークなどの、柔軟な働き方を可能とする制度の一層の活用促進
 - (ii) 時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進
 - (iii) 男性の家事・育児・介護への参画促進
 - 男性職員の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率：90%
- (ハ) 職員一人ひとりが健康の保持増進に取り組む職場づくり
 - (i) 健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進
 - (ii) ノー残業デー週2日の実施
 - ノー残業デー週2日の実施率：90%
- (ニ) 職員意識調査による経営課題の把握
- ロ 女性管理職の積極的登用などによる女性活躍の推進
 - (イ) 女性のキャリア開発のための取組みの実施
 - (ロ) 女性管理職の積極的登用に向けて管理職候補者の育成を研修等により実施
 - ①管理職に占める女性の割合：7%以上（2023年4月時点）
 - ②職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」：80%

<モニタリングしていく事項>

計画値に相当する女性管理職数に対する各年度の女性管理職とその候補者（女性上級業務職）の倍率
- ハ ハラスメント対策の強化
 - ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化」と同様の取組み）
- 6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化
 - イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
 - (イ) リスク管理プログラムの策定と着実な実施
 - (ロ) コロナ禍が信用リスクに与える影響を含め、リスク管理状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
 - ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
 - (イ) コンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施
 - (ロ) コンプライアンス・プログラムの実施状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
 - (ハ) 反社会的勢力（暴力団員・共生者）及びそれに準ずる者（詐欺関与先及び経済制裁対象先）の排除態勢の一層の強化
 - (ニ) 政策金融機関役職員として高い倫理観を持ち、日本公庫の信用を堅持する責任ある行動に繋げていくためのコンプライアンス意識の一層の強化

- (ホ) コンプライアンスに係る報告・相談の徹底
- (へ) コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮
- ハ 危機管理態勢の一層の強化
 - (イ) 新型コロナウイルス感染症に係る対応手順の全職場への理解の浸透と迅速な初動対応の継続実施
 - (ロ) 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大を想定災害としたBCPの強化
 - (ハ) 首都直下地震を想定したBCPの強化及び災害対策本部訓練・安否確認訓練の継続実施
 - (ニ) 各地域の災害リスクに備えた職員一人ひとりの危機管理意識の向上及び研修・訓練の実施
 - (ホ) 危機管理における支店長の適切な役割発揮
 - (へ) 人員体制など、有事下における態勢の整備

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 46,285,584,430,964 株

発行済株式の総数 21,592,355,107,741 株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	5,954,743,000,000
農林水産業者向け業務	448,606,700,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	3,920,007,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	9,798,127,407,741
危機対応円滑化業務	1,446,028,000,000
特定事業等促進円滑化業務	367,000,000

(2) 当期末株主数

4名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	21,251,555,107,741 株	98.42%
経済産業大臣	295,250,000,000 株	1.37%
農林水産大臣	40,271,000,000 株	0.19%
厚生労働大臣	5,279,000,000 株	0.02%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(令和4年3月31日現在)

氏名	地位(及び担当)
田中 一穂	代表取締役総裁
岩間 邦彦	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部、デジタル戦略室及び総合研究所)
新井 毅	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
吉野 恭司	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
富山 一成	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
小野 洋太	専務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長(デジタル戦略室を除く。))
片岡 佳和	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
若井 克之	常務取締役 (国民生活事業本部営業部門長)
田口 克幸	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長)
丸山 孝則	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
鈴木 直人	取締役 (企画管理本部コーポレート・ガバナンス統括室、デジタル戦略室及びITマネジメントオフィス担当)
十亀 幹夫	取締役 (中小企業事業本部審査部門長)
間庭 典之	取締役 (中小企業事業本部企画管理部門長)
後藤 健二	取締役 (農林水産事業本部企画管理部門長)
松岡 裕之	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
渡邊 正博	取締役 (国民生活事業本部審査部門長(企業支援室を除く。))並びに事務統括室及び人材開発室担当)
大谷 邦夫	取締役

氏 名	地 位 (及び担当)
栗原 美津枝	取締役
上甲 肇祐	常勤監査役
楠美 信泰	常勤監査役
山田 雄一	監査役
村田 恒子	監査役

- (注) 1 取締役のうち、大谷邦夫及び栗原美津枝の2氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、楠美信泰、山田雄一及び村田恒子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役山田雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 市川健太氏、瀨邊哲也氏、宇野雅夫氏、宗友輝夫氏、江角広和氏、渡辺善子氏は、令和3年6月23日付けで、取締役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫との間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
大谷 邦夫	<p>当期取締役会13回開催のうち12回に出席。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験を活かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。</p> <p>また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、当事業年度に開催された評価・審査委員会の全て（3回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督を務めております。</p>

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
栗原 美津枝	令和3年6月23日就任後に開催された当期取締役会10回開催のうち10回に出席。 政策金融に関する幅広い知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。 また、上記のほか、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の状況の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う評価・審査委員会の委員を務め、令和3年6月23日就任後に開催された当期評価・審査委員会の全て（2回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から日本公庫の業務運営及び経営陣の監督を務めております。
楠美 信泰	当期取締役会13回開催のうち13回に出席。 当期監査役会14回開催のうち14回に出席。 会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
山田 雄一	当期取締役会13回開催のうち12回に出席。 当期監査役会14回開催のうち14回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
村田 恒子	当期取締役会13回開催のうち13回に出席。 当期監査役会14回開催のうち14回に出席。 会社役員経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大谷 邦夫	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約
栗原 美津枝	
上甲 肇祐	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約
楠美 信泰	
山田 雄一	
村田 恒子	

(4) 役員の報酬等に関する事項

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	24 名 (3 名)	325 百万円 (18 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	48 百万円 (32 百万円)
合 計	28 名	374 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 取締役の報酬等は、令和3年6月23日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額330百万円以内（うち社外取締役分は年額19百万円以内）と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る取締役の員数は18名（うち社外取締役2名）です。

3 監査役の報酬等は、平成26年12月24日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額49百万円以内と決議されたものとみなされています。

なお、当該決議に係る監査役の員数は4名です。

4 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額23百万円（取締役21百万円、監査役2百万円）が含まれています。

5 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役15百万円、監査役2百万円）を計上しています。

6 報酬等の額以外に、退任取締役に対する役員退職慰労金の支給について、令和3年6月23日付けで会社法第319条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって決議されたものとみなされたため、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役 2名 8百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	
	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 公認会計士 岩崎 裕男 公認会計士 秋山 修一郎	184 百万円	7 百万円

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。

2 当公庫は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

3 当公庫監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査証明業務に基づく報酬等につき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当公庫は、会社法及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は、次のとおりです。

イ 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

(ロ) 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

(ハ) 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

(ニ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ホ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(ヘ) 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

(ロ) 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

(ハ) 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

(ロ) 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

(ハ) 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

(ニ) 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に

- 関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- (ロ) 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- (ハ) 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。
- ホ 業務の適正を確保するための内部監査体制
- (イ) 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- (ロ) 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
- (ハ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- (ニ) 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- (ホ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。
- ヘ 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- (イ) 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
- (ロ) 前(イ)の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- (ハ) 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前(イ)の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- ト 監査役を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項
- 公庫は、監査役を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- チ 監査役を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 公庫は、前ヘ及びトを遵守するほか、監査役を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。
- リ 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- (ロ) 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- ヌ 監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 公庫は、前リ(ロ)の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。
- ル 監査役を補助する職員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につい

て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

ヲ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(ロ) 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(ハ) 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

(ニ) 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

(ホ) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(2) 体制の運用状況の概要

当公庫のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ コンプライアンス、情報資産の保存及び管理やリスク管理等に対する取組み

当公庫は、コンプライアンス、情報資産の保存及び管理、リスク管理、緊急時対策その他の危機管理等を内部管理上重点的に取り組むべき分野として位置づけており、そのうち、当公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議しています。

この委員会におきましては、コーポレート・ガバナンスに関して、当公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議・報告を行いました。

ロ 取締役の職務執行

当公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。当期におきましては、取締役会を13回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況について報告を行いました。

ハ 内部監査の実施

当公庫では、内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。監査部及びシステム監査室は、内部監査計画に基づき、当公庫の業務全般に係る内部管理態勢の適切性・有効性について内部監査を行い、その結果について総裁に報告を行いました。

ニ 監査役監査

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、取締役から独立した職員を配置しています。

取締役及び職員は、適時・的確に職務の執行状況について、監査役に報告しており、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して必要な意見を述べています。また、総裁は、監査役と定期的に会合を実施し、意見交換を行っています。

7 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

1. 会社役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上